

工事請負入札参加有資格者の方へ

高知市

余裕期間制度活用工事（発注者指定方式または任意着手方式）について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を工期（実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）として、施工時期の平準化を目的としたゼロ債務を活用する案件に適用します。

1 対象工事について

対象工事は、施工時期の平準化を目的としたゼロ債務を活用する工事とし、入札公告において余裕期間制度活用工事（発注者指定方式または任意着手方式）であることを示すとともに、「余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書」（別紙1・2）を添付して契約を締結します。

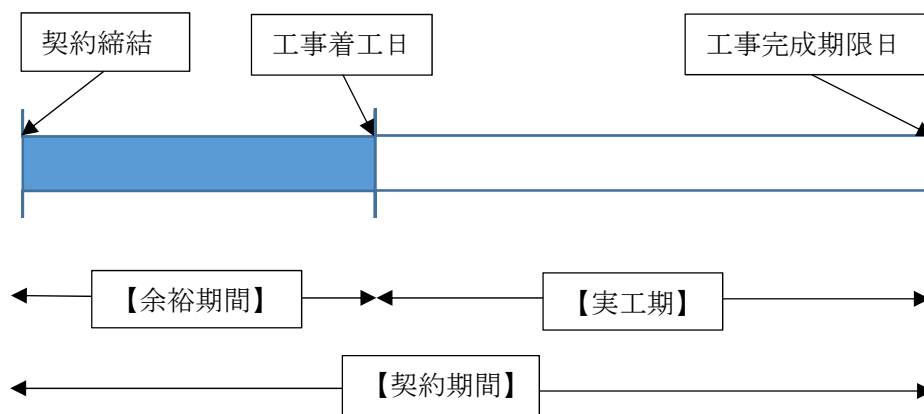
2 余裕期間について

(1) 発注者指定方式について

対象工事については、工事着工日（開始日）を令和6年4月1日（月）とし、契約日から令和6年3月31日（日）までの期間を余裕期間とします。

なお、何らかの理由により、指定した着工日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。

発注者指定方式



(2) 任意着手方式について

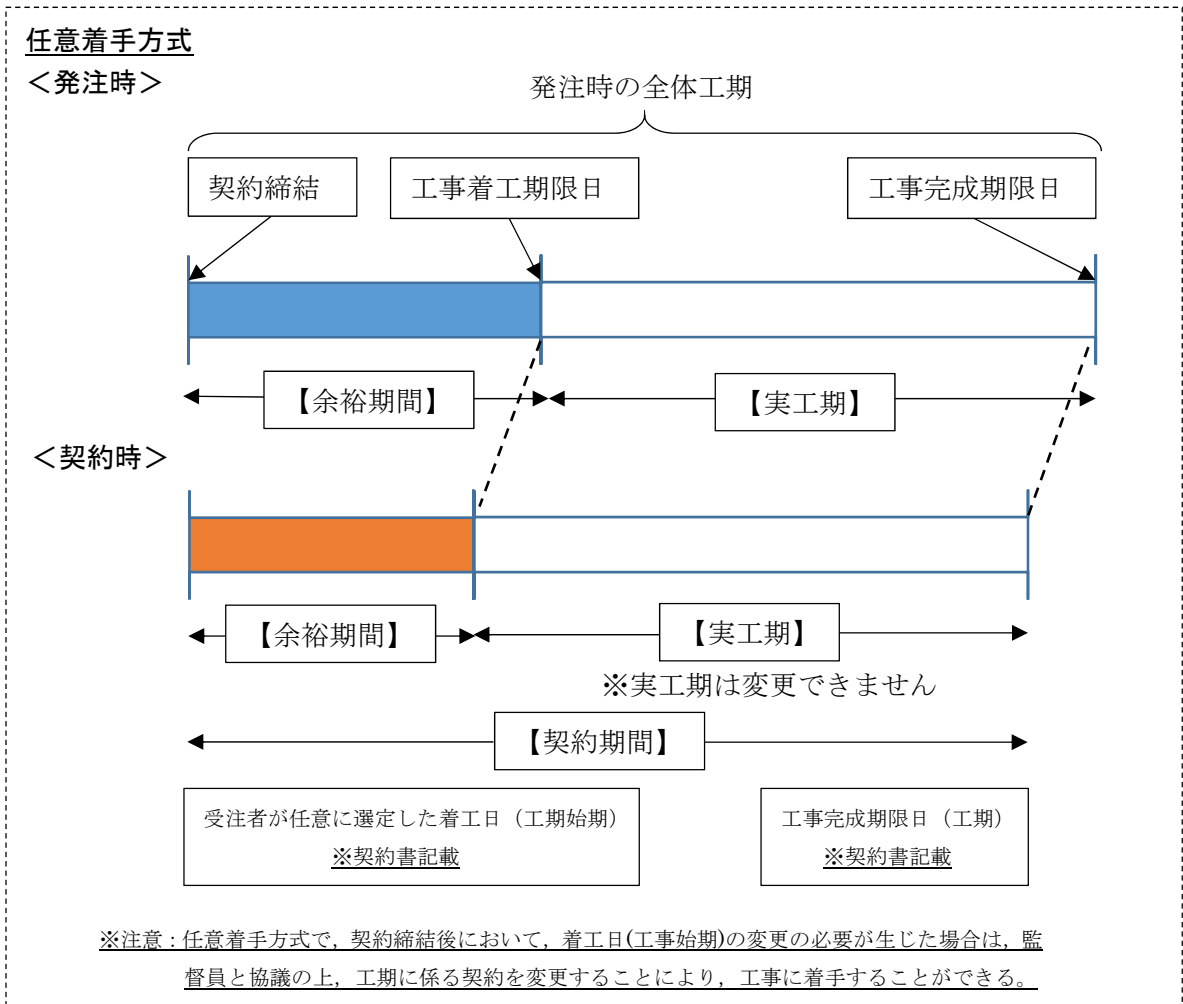
対象工事については、工事着工期限日を令和6年4月1日（月）とし、契約日から工事着工期限日までの期間において、受注者が任意に工事着工日を選定できます。

（「工事着工日通知書」提出）

「工事着工日通知書」は、落札候補者の入札資格要件確認書類とともに提出します。

（入札時より、あらかじめ工期の設定をお願いします）

なお、何らかの理由により、工事着工期限日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。



3 余裕期間における技術者の配置について

余裕期間は、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を要しません。

よって、手持ち工事と余裕期間活用工事の関係において、監理技術者等の配置を要する期間が重複しなければ、専任を要する工事であっても、同じ監理技術者等を配置することが可能となります。

4 入札時における技術者の取扱いについて

入札参加資格で求める監理技術者等の配置要件については、着工日（専任要件の工事にあつては着手日）の前日までに他の工事の従事を終えることとします。

※ 当該工事が監理技術者等の専任配置を要し、かつ配置予定技術者が、他の工事に従事している場合は、着工日前日までに必ず該当工事の従事が完了することを確認の上、配置してください。

5 現場代理人の常駐について

余裕期間は、工事請負契約約款第10条に定める現場代理人の常駐を要しません。

6 その他

(1) 余裕期間における準備等について

余裕期間は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、書類作成等を行うことができますが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等、工事着手と判断される準備等はありません。

なお、余裕期間に行う準備は、受注者の責任により行うこととなります。

- (2) 工事着工後から工事着工期限日までにおける準備等について(任意着手方式適用工事)
工事着工後であれば、技術者及び現場代理人が配置されているので、以下のような準備工事が可能です。
- ・交通管理者(警察)、埋設企業者、その他関係者との協議
 - ・地元住民・企業等の調整、工事のお知らせの配布
 - ・現場踏査、写真撮影、既施設調査、現地測量等
- (3) 契約保証の取扱いについて
契約保証の保証期間については、余裕期間を含めた契約期間を満たす必要があります。
- (4) 技術者等が配置できない場合
着工日において、工事請負契約約款第10条に定める技術者等を配置できない時は、建設業法等に違反するため、契約を解除することがあります。
技術者等の配置には、ご注意ください。

問い合わせ先

総務部 契約課 工事契約担当

[TEL:088-823-9416](tel:088-823-9416)

都市建設部 技術監理課

[TEL:088-823-4018](tel:088-823-4018)

余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）である。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間制度活用工事（発注者指定方式）とする。

2 定義

- (1) この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日の翌日から着工日の前日までの期間をいい、着工日とは実工期の始期をいう。
- (2) この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間であり、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。
- (3) この特記仕様書において「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。

3 工期の設定

- (1) 本工事は以下のとおりとする。
 - 全体工期：契約締結日の翌日から完成期限まで
 - 余裕期間：契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
 - 実工期：令和6年4月1日から完成期限まで
 - 着工日：令和6年4月1日
- (2) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。

4 技術者等の配置及び現場管理等

- (1) 余裕期間は現場代理人及び主任技術者、監理技術者、専門技術者を配置することを要しない。
- (2) 余裕期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- (3) 余裕期間は現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

5 前払金の請求

本工事は前払金については、令和6年4月1日以降に支払手続を行うことができる。

6 CORINSへの登録

受注時の登録を行う場合においては、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録するものとする。

工事期間及び技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。

7 その他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

余裕期間制度活用工事に関する特記仕様書

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる期間（以下「余裕期間」という。）を、工期（実工期）の前に設定した工事（以下「余裕期間制度活用工事」という。）である。

1 余裕期間制度の方式

本工事は、工期に余裕期間を設定した余裕期間制度活用工事（任意着手方式）とする。

2 定義

- (1) この特記仕様書において「余裕期間」とは、契約締結日の翌日から着工日の前日までの期間をいい、着工日とは受注者が任意に選定した実工期の始期をいう。
- (2) この特記仕様書において「実工期」とは、工事を実施するために要する期間であり、準備期間と後片付け期間を含んだものをいう。
- (3) この特記仕様書において「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせたものをいう。

3 工期の設定

- (1) 本工事は以下のとおりとする。
 - 全体工期：契約締結日の翌日から完成期限まで
 - 余裕期間：契約締結日の翌日から着工日の前日まで
 - 実工期：着工日から完成期限まで
 - 着工期限日：令和6年4月1日
- (2) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。

4 技術者等の配置及び現場管理等

- (1) 余裕期間は現場代理人及び主任技術者、監理技術者、専門技術者を配置することを要しない。
- (2) 余裕期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- (3) 余裕期間は現場に搬入しない資材等の準備及び書類作成等を行うことができるが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。
- (4) 余裕期間に行う準備は受注者の責任により行うものとする。

5 前払金の請求

本工事の前払金については、令和6年4月1日以降に支払手続を行うことができる。

6 CORINSへの登録

受注時の登録を行う場合においては、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録するものとする。

工事期間及び技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。

7 その他

この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

高知市長 あて

住 所

商号又は名称

氏 名

工事着工日通知書

次のとおり、工事着工日を定めたので、通知します。

工事名	
工事場所	
工事の着工日	
全体工期（契約工期）	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

※落札候補者の入札資格要件確認書類とともに提出すること。

※高知市の休日を定める条例(平成元年高知市条例第 21 号)に規定する休日を、工期の始期日としないこと。

※契約書には、本通知書により提出した全体工期を記載するものとする。

参考 ゼロ市債工事の場合における作業の可否一覧

		余裕期間中 (契約日～工事着工日前日)	工事着工日 ～3/31	4/1～
関係者との協議	協力業者	○	○	○
	資材メーカー等	○	○	○
	工事発注課	×	○	○
	警察・労基署など公的機関	×	○	○
	埋設企業者	×	○	○
	近隣住民（近隣自治会関係者等）	×	○	○
届出等書類等の作成（余裕期間中は現地踏査不可）	足場設置届の作成	○	○	○
	足場設置届の提出	×	○	○
	特定建設作業実施届出の作成	○	○	○
	特定建設作業実施届出の提出	×	○	○
	道路使用届出の作成	○	○	○
	道路使用届出の提出	×	○	○
	道路占用届の作成	○	○	○
	道路占用届の提出	×	○	○
	特定粉じん排出等作業実施届出等の作成	○	○	○
	特定粉じん排出等作業実施届出等の提出	×	○	○
書類等の届出	契約に必要な書類 (請負代金内訳書、工程表等)	○	○	○
発注課、監督課への提出書類の作成	実施工程表、施工図等各種提出書類	○	○	○
	近隣説明文（作成のみ）	○	○	○
	近隣説明文（配布）	×	○	○
	施工計画書	×	○	○
	施工体制台帳等	×	○	○
機器・製作物の図面作成 工場製作物の手配	メーカー既製品等の発注が可能なもの等	○	○	○
工場製作（元請の技術監理が必要）	現場に合わせた承諾図や打ち合わせが必要なもの	×	○	○
その他	構造チェック、数量計算	○	○	○
	下請けとの契約	○	○	○
	資器材の準備、購入、手配	○	○	○
	技能労働者等の手配	○	○	○
	工事看板、掲示板製作	○	○	○
	現況写真撮影（現場に入らない）	○	○	○
	現場の写真撮影（現場内）	×	○	○
	既存施設、現場の調査・踏査	×	○	○
	現地測量	×	○	○
	現地への資器材搬入	×	○	○
	仮設物の設置（工事看板掲示等も含む）	×	○	○
	樹木の伐採、除草、試掘等	×	○	○
出来高が計上されるような作業	×	×	○	

（注）工事着工日が4/1の場合は「工事着工日～3/31」に該当する期間はありません。